

下水道終末処理場における汚泥等

採取日	場所	核種別放射能濃度[Bq(ベクレル)/kg]								
		脱水汚泥			流入水			放流水		
		放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134 137		放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134 137		放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134 137	
12月15日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
11月16日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
10月15日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
9月15日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
8月14日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
7月15日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
6月17日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
5月15日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
4月13日	東部浄化センター	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

・「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23年6月16日付：原子力災害対策本部）によれば、脱水汚泥等の利用について「事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル以下になることが合理的に確保される物は、利用して差し支えない。」とのことであり、下水汚泥をセメント製品等に利用する場合におけるクリアランスレベルは、セシウム-134とセシウム-137の放射能濃度の値の合計が100ベクレル/kgとされています。

※クリアランスレベル:「放射性物質として扱う必要がない物」を区分するレベル(放射性ヨウ素131についての基準はない)